

- ・ TAM Music Factory のロイヤリティフリー音源（楽曲・効果音）とは、素材利用規程（<http://www.tam-music.com/copyrigh.html>）内で音源の「著作権表示」および「素材を利用した旨の連絡」を必要とすご利用方法に該当していても、一定の使用料をお支払い頂くことでその表示が不要となる権利であり、著作権は作曲者に帰属するものとします。すなわち、使用料をお支払い頂いた場合、素材利用規定内で定める「著作権の表示」および「素材を利用した旨の連絡」が不要となります。
- ・ 使用料をお支払い頂いた場合でも、素材利用規程を遵守して頂くこととし、TAM Music Factory がその規定から逸脱している使用状況であると判断した場合は、ロイヤリティフリーの許諾を停止する場合があります。
- ・ ロイヤリティフリー音源（楽曲の場合）の使用料は楽曲（楽曲名称）単位で支払われるものとし、そのファイル形式（MP3、MIDI、着メロなど）やバージョン（ピアノバージョンやアレンジバージョン）が異なっても、楽曲（楽曲名称）が同じであれば使用の権利を有するものとします。また、使用料をお支払い頂いた楽曲名称が変更された場合でも、その権利は継続するものとします。
- ・ 使用料をお支払い頂いた後、楽曲名称あるいはファイル名と権利を有する企業・団体名あるいは個人名を記した使用許諾書（PDF ファイル）を送付することで、そのファイルに記載された日付から、ロイヤリティフリーの権利が発生するものとします。なお、使用許諾書の郵送を希望する場合は、別途定める手数料を請求するものとします。
- ・ 許諾期限は永年（無期限）とし、また使用回数も無制限とします。
- ・ 権利の売買・譲渡は禁止とします。ただし、権利を有する者の合併や名称変更等が行われた場合、速やかに TAM Music Factory にご連絡を頂くことで、権利を引き継ぐ手続きを行えるものとします。
- ・ 以上の規約の承諾に関しては、承諾の旨が明記されたメールを送付・保存することで、承諾確認を行ったものとみなします。
- ・ 上記契約等は両者の信頼関係に基づくものとし、何らかのトラブルが生じた場合でも、両者の十分な話し合いにより解決に向けて努力するものとします。

2010.12 / 2011.3 加筆

TAM Music Factory (<http://www.tam-music.com/>)

管理人：多夢(TAM)